

令和7年度保険料率について

令和7年1月14日

全国健康保険協会 鹿児島支部

1. 保険料率改定までのスケジュール

今後の運営委員会・鹿児島支部評議会のスケジュール

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
運営委員会	9/12			12/23	1/29	(2/19)	3/21
	事業計画(R7年度)						
	予算(R7年度)						
	インセンティブ制度: R5年度実績の評価						
支部評議会	平均保険料率						
	都道府県単位 保険料率						
	都道府県単位 保険料率の決定 ・支部長意見						
	インセンティブ制度 R5年度実績の評価						
国・その他	令和7年度薬価改定 分析・調査・検討						
	薬価改定の 骨子案 とりまとめ						
	令和7年度薬価改定 分析・調査・検討						
	令和7年度薬価改定 分析・調査・検討						

(保険料率の広報等)

2. 令和7年度平均保険料率について

(1)これまでの議論と経緯

- 令和7年度の保険料率については、昨年9月12日開催の運営委員会において、計16パターンの「5年収支見通し」や「今後の保険料率に関するシミュレーション」を示し、その上で、令和7年度平均保険料率の論点とした令和7年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準をどのように考えるかについて議論を開始しました。
- 昨年10月29日に開催した鹿児島支部評議会においても、令和7年度平均保険料率について議論いただきました。当該議論を踏まえ、鹿児島支部では「平均保険料率10%維持」との意見を提出しました。また、全支部の令和7年度平均保険料率に関する意見の状況は、「平均保険料率10%維持」の意見が36支部、「引き下げるべき」との意見が1支部、「平均保険料率10%維持の意見と引き下げるべき」との意見の両方の意見(両論併記)が10支部でした。
- 昨年12月2日開催の運営委員会では、「今後の財政を考える上での留意事項」のほか、「これまでの協会けんぽ(旧政府管掌健康保険)財政の経緯」といった過去の事実等について丁寧に説明がされました。
- 昨年12月23日開催の運営委員会では、各委員から改めて意見を確認し、議論のとりまとめが行われました。ここまでの議論を踏まえ、委員長から「引下げの検討を求めるご意見はあったものの、10%維持の意見が大勢であったと思います。これを踏まえ、運営委員会としては「10%維持」ということでとりまとめたいと思います。」と発言があり、運営委員会としての意見がとりまとめられました。

(2)運営委員会における議論等を踏まえた協会としての対応

- ① 平均保険料率について:10%を維持する。
- ② 保険料率の変更時期について:2025年4月納付分からとする。

令和 6 年 10 月 30 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（鹿児島支部）

（令和 6 年 10 月 29 日開催 鹿児島支部評議会）

【評議会の意見】

令和 7 年度保険料率については、現状を踏まえると、10%維持が妥当と考える。
ただし、準備金を定期預金に預けるだけでなく、運用することを協議する必要があると考える。
また、不測の事態に備えた短期的な面での準備金と財政安定化という中長期的な面での準備金を区別して管理しても良いのではないかと考える。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ここ 2 年程で利率は変わっているが、5 兆円を超える準備金を定期預金だけで運用することは、現状に即していないため、運用について検討すべきである。

（事業主代表）

- ・現在の仕組みでは、事業主負担も被保険者の負担も上がり続けるだけで、被保険者の可処分所得は増えず国民は裕福にならない。
加入者から保険料を徴収するだけでなく、準備金の運用について努力していただきたい。

（被保険者代表）

- ・準備金の性格を明確にすることと、不測の事態に備えた準備金と財政安定化のための中長期的な準備金に区別して運用して良いのではないかと考える。

令和7年度保険料率について (支部評議会における意見)

令和6年10月に開催した支部評議会においては、協会の各支部から、第131回運営委員会(9月12日開催)に提出した以下の資料等を用いて、協会の財政の現状や課題、収支の見通し等について説明した上で、令和7年度の平均保険料率についてご議論いただいた。

《支部評議会で用いた資料》

第131回運営委員会(9月12日開催)資料

- ・資料2-2 協会けんぽ(医療分)の2023(令和5)年度決算を足元とした収支見通し(2024(令和6)年9月試算)について
- ・資料2-3 令和7年度保険料率の論点について
- ・資料3 保健事業の一層の推進について

各支部から提出された評議会における平均保険料率に対する意見の概要は以下のとおり。

令和7年度平均保険料率について

※()内は昨年(令和6年度)の支部数

- | | |
|------------------------|------------|
| ① 平均保険料10%を維持するべきという支部 | 36支部(40支部) |
| ② ①と③の両方の意見のある支部 | 10支部(6支部) |
| ③ 引き下げるべきという支部 | 1支部(1支部) |

(保険料率の変更時期については、47支部すべてにおいて、4月納付分(3月分)からとすることに対して異論は無かった。)

準備金の役割（イメージ）

保険料収入の増加分など

中長期にわたり財政を安定させるための準備金

- できる限り長く、現在の平均保険料率10%を超えないように、中長期の視点で財政運営を図るためのもの

《協会けんぽの今後の財政の見通し（2033年度まで）》

- ① 協会加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれる

（2025年度から2033年度までの）2024年度比増加額の累計の見込み：約 **7.3** 兆円（※）

- ② 団塊の世代が後期高齢者になったことにより後期高齢者支援金の短期的な急増が見込まれ、その後も中長期的に高い負担額で推移することが見込まれる

（2025年度から2033年度までの）2024年度比増加額の累計の見込み：約 **2.5** 兆円

※）国庫補助額（16.4%）を含む累計額

注）2034年度以降も保険給付費等の増加分は継続的に発生

中長期の見通しを考える上で、大きな景気変動による保険料収入減少など、非常時・大規模リスクもあり得ることに留意が必要

例）・新型コロナウイルス感染症の影響による

保険料収入の減（2020年度保険料収入に係る予算額と決算額の差）：約**0.6**兆円

医療給付費の増（2020～2022年度の新型コロナウイルス感染症関連医療給付費）：約**0.4**兆円

・リーマンショック（2008年秋）の影響による保険料収入の減（2007年度と2009年度の比較）：約**0.3**兆円

法令で確保することが義務付けられた準備金

《医療給付費等の1か月分相当》

短期的な資金繰りに充てるための運転資金や、季節性インフルエンザ等の流行による一時的な医療給付費の増などのリスクに備えるためのもの

2023年度末の準備金残高

約

5.2

兆円

約
4.2
兆円

約
1.0
兆円

政府予算案を踏まえた収支見込(2025(令和7)年度)の概要

協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		2023(R5)年度	2024(R6)年度		2025(R7)年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (2024年12月) (b)	2024-2023 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (2024年12月) (c)	2025-2024 (c-b)	
収入	保険料収入	102,998	106,372	3,374	107,774	1,402	2012-2024年度保険料率： 10.00% 2025年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,874	11,619	▲ 1,255	11,919	300	
	その他	233	202	▲ 31	269	67	
	計	116,104	118,193	2,089	119,963	1,770	
支出	保険給付費	71,512	72,767	1,255	73,757	991	
	前期高齢者納付金	15,321	12,863	▲ 2,458	12,859	▲ 4	
	後期高齢者支援金	21,903	23,332	1,429	24,831	1,499	
	退職者給付拠出金	0	0	▲ 0	-	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	0	
	その他	2,705	3,742	1,037	3,914	172	
	計	111,442	112,704	1,262	115,362	2,658	
単年度収支差		4,662	5,489	827	4,601	▲ 888	○ 2025年度の単年度 収支を均衡させた 場合の保険料率： 9.57%
準備金残高		52,076	57,565	5,489	62,166	4,601	
※(内数)		8,745	8,867	122	9,044	177	

※ 法令で確保することが義務付けられた準備金（医療給付費等の1か月分相当）

注）上記収支見込は国の特別会計を含む合算ベースである。端数整理のため計数が整合しない場合がある。

政府予算案を踏まえた収支見込(2025(令和7)年度)の概要

政府予算案を踏まえた2025(令和7)年度の収支見込は、平均保険料率を10%で維持する前提のもとで、収入(総額)が12.0兆円、支出(総額)が11.5兆円と見込まれ、単年度収支差は4,601億円の見込み。

1. 収入の状況

収入(総額)は、2024(令和6)年度(直近見込)から1,770億円の増加となる見込み。

➤ 「保険料収入」について、主に標準報酬月額増加により1,402億円増加する。

2. 支出の状況

支出(総額)は、2024年度(直近見込)から2,658億円の増加となる見込みで、主な要因は以下のとおり。

➤ 「保険給付費」について、加入者1人当たり医療給付費が増加すること等により991億円増加する。

➤ 「高齢者医療への拠出金等」について、団塊の世代が後期高齢者になったことによる影響等で、後期高齢者支援金の概算額が増加すること等により1,499億円増加する。

3. 収支差と準備金残高

2025年度の「収支差」は、2024年度(直近見込)より、888億円減少して4,601億円になる見込み。

(収支均衡料率は、9.57%の見込み。)

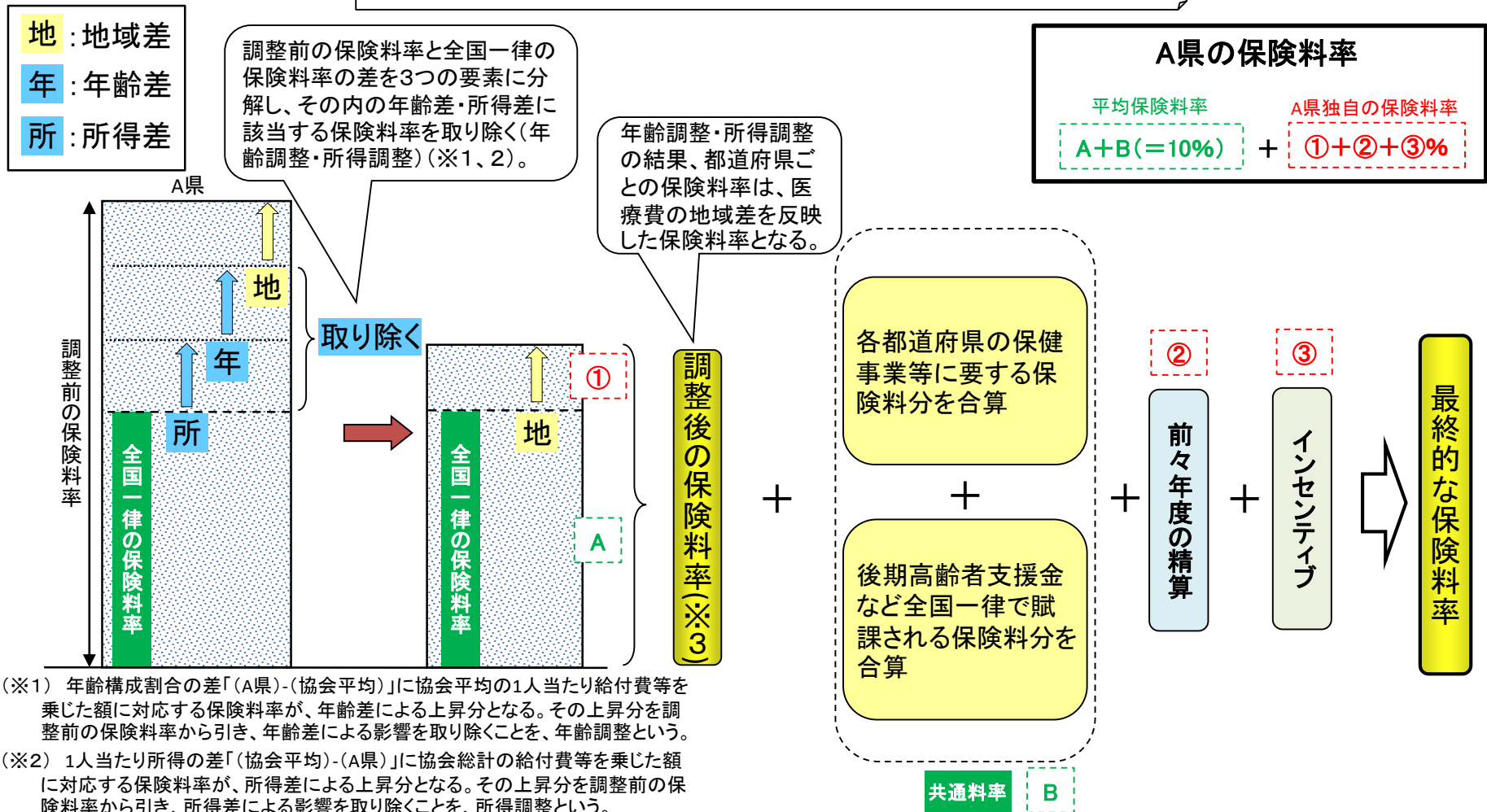
2025年度末時点の準備金残高は6.2兆円の見込み。

3. 令和7年度鹿児島支部保険料率について

協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

都道府県単位保険料率：年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例



支部間の不均衡を是正するための年齢調整・所得調整のイメージ

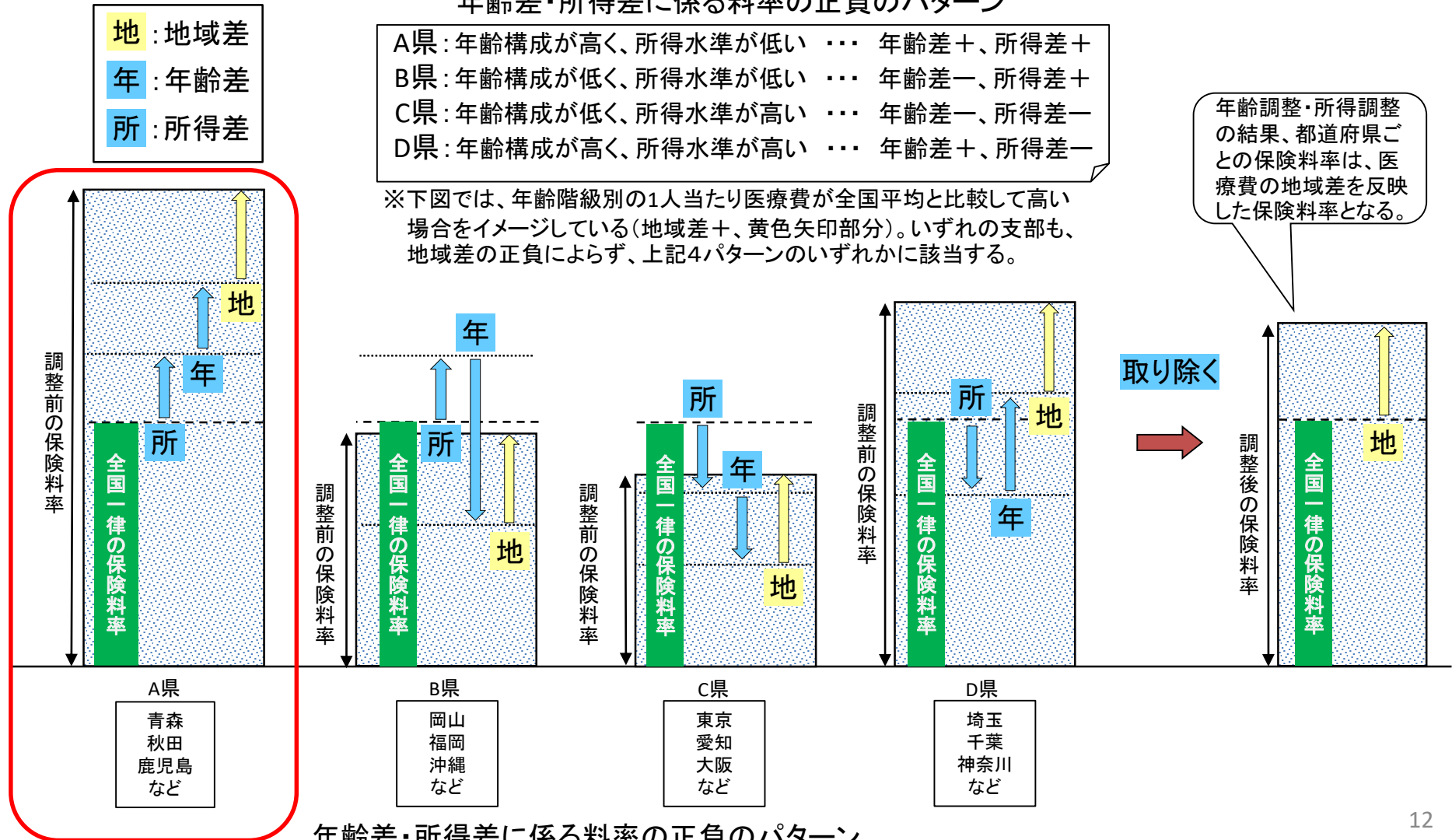
年齢構成・所得水準の高低に応じて、年齢差・所得差に係る料率の正負が定まる。年齢差・所得差に係る料率と絶対値が同じで正負が異なる値を調整前の保険料率に加える（年齢調整・所得調整）ことで、調整前の保険料率に内在する年齢構成・所得水準による不均衡が取り除かれる。

年齢差・所得差に係る料率の正負のパターン

A県：年齢構成が高く、所得水準が低い … 年齢差＋、所得差＋
 B県：年齢構成が低く、所得水準が低い … 年齢差－、所得差＋
 C県：年齢構成が低く、所得水準が高い … 年齢差－、所得差－
 D県：年齢構成が高く、所得水準が高い … 年齢差＋、所得差－

※下図では、年齢階級別の1人当たり医療費が全国平均と比較して高い場合をイメージしている（地域差＋、黄色矢印部分）。いずれの支部も、地域差の正負によらず、上記4パターンいずれかに該当する。

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。



令和7年度鹿児島支部保険料率の算定について

○ 震災に伴う波及増の告示額が未確定（令和7年1月下旬頃確定する予定）であること等から、現時点において暫定版である。

(単位：％)

	医療給付費に ついての調整後の 保険料率 (a+b)	医療給付費に ついての調整前の 所要保険料率 (a)	調整(b)		所要保険料率 (a+b+4.65)	保険料率 (精算反映後、 インセンティブ [*] 反映前) (c)	令和5年度の 精算分	保険料率 (精算・インセンティブ [*] 反映後) (d)	インセンティブ [*] 分
			年齢調整	所得調整					
全 国	5.35	5.35	－	－	10.00	10.00		10.00	0.000
鹿 児 島	5.64	6.65	▲ 0.12	▲ 0.90	10.29	10.30	0.0048	10.31	0.010

(参考)

R6年度 鹿児島	5.71	6.70	▲ 0.09	▲ 0.90	10.31	10.18	▲ 0.13	10.13	▲ 0.052
R5年度 鹿児島	5.66	6.59	▲ 0.06	▲ 0.88	10.30	10.32	0.02	10.26	▲ 0.056

- ・ 所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費（0.51％）、前期高齢者納付金等（3.38％）、保健事業費等（0.78％）、その他収入（▲0.03％）に係る合計の保険料率（4.65％）を加算したものである。
- ・ 保険料率(c)は、所要保険料率には含まれていない、令和5年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。
- ・ 保険料率(d)は、保険料率(c)に、インセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。
- ・ インセンティブ制度の加算額は、令和5年度の支部総報酬額の実績に0.01％を乗じて計算するため、これを令和7年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は（端数も込めてちょうど）0.01％になるとは限らない。減算額も支部総報酬額の実績に基づき算定するため、料率換算値は12月23日に行われた運営委員会のインセンティブに係る資料（資料3）の「令和5年度（4月～3月確定値）のデータを用いた試算」における減算する率と一致するとは限らない。

(参考) 鹿児島支部 健康保険料率の推移

(単位：％)

	H27.4～	H28.3～	H29.3～	H30.3～	H31.3～	R2.3～	R3.3～	R4.3～	R5.4～	R6.4～
鹿児島	10.02	10.06	10.13	10.11	10.16	10.25	10.36	10.65	10.26	10.13
全国平均	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
全国平均との差	0.02	0.06	0.13	0.11	0.16	0.25	0.36	0.65	0.26	0.13

令和7年度都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数

保険料率 (%)	支部数	22
10.78	1	
10.47	1	
10.41	1	
10.36	1	
10.31	3	
10.25	1	
10.24	1	
10.21	1	
10.19	1	
10.18	1	
10.17	1	
10.16	1	
10.13	1	
10.12	1	
10.11	1	
10.09	1	
10.03	2	
10.02	1	
10.01	1	

保険料率 (%)	支部数	25
9.99	1	
9.97	2	
9.94	2	
9.93	2	
9.92	1	
9.91	1	
9.89	1	
9.88	1	
9.85	1	
9.82	1	
9.80	1	
9.79	1	
9.77	1	
9.76	1	
9.75	1	
9.69	1	
9.67	1	
9.65	1	
9.62	2	
9.55	1	
9.44	1	

令和7年度都道府県単位保険料率の令和6年度からの変化

令和6年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.36	+540	2
+0.28	+420	1
+0.25	+375	1
+0.24	+360	3
+0.20	+300	1
+0.19	+285	1
+0.18	+270	1
+0.16	+240	2
+0.15	+225	2
+0.14	+210	1
+0.10	+150	2
+0.08	+120	1
+0.05	+75	1
+0.03	+45	3
+0.02	+30	4
+0.01	+15	2
0.00	0	1

28

令和6年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
▲0.01	▲15	1
▲0.02	▲30	2
▲0.04	▲60	2
▲0.05	▲75	2
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	1
▲0.09	▲135	1
▲0.10	▲150	3
▲0.12	▲180	1
▲0.13	▲195	1
▲0.18	▲270	1
▲0.20	▲300	1

18

注1. 「+」は令和7年度保険料率が令和6年度よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。

2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。

4. 令和7年度介護保険料率について

2025(令和7)年度の介護保険料率と介護納付金について

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	備考
		決算	直近見込 (2024年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (2024年12月)	
収入	保険料収入	11,579	10,557	10,747	2023年度保険料率： 1.82%
	国庫補助等	0	1	1	2024年度保険料率： 1.60%
	その他	-	-	-	2025年度保険料率： 1.59%
	計	11,580	10,557	10,747	納付金対前年度比 ⇒ + 126
支出	介護納付金	10,793	10,835	10,961	
	その他	0	0	-	
	計	10,793	10,835	10,961	
単年度収支差		786	▲ 278	▲ 214	
準備金残高		542	264	50	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

介護保険の2025(令和7)年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額の見込額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

2025(令和7)年度は、2024(令和6)度末に見込まれる剰余分(264億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.59%(4月納付分から変更)とする。

(参考)

健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.60%から2025年4月以降に1.59%へ引き下げた場合の2025年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

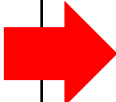
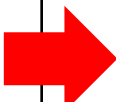
〔年額〕 463 円 (74,064円 → 73,601円) の負担減

〔月額〕 34 円 (5,440円 → 5,406円) の負担減

(注1) 標準報酬月額を340,000円、賞与月額を年1.615月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和7年度の標準報酬月額(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額(1か月分)によって算定したものである。

令和7年度 鹿児島支部保険料率について

項目	令和6年度	令和7年度
健康保険料	10.13%	 10.31%
介護保険料	1.6%	 1.59%

◎標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担の増減

項目	1か月あたりの保険料		1か月あたりの差額 (R6－7)	
	令和6年度	令和7年度	全額	折半
健康保険料	30,390円	30,930円	540円	270円
介護保険料	4,800円	4,770円	-30円	-15円

2025(令和7)年度の保険料率に関する広報について

【本部実施事項】

LP(特設サイト)を作成のうえ、WEB広告等を実施します。

広報媒体	実施内容	スケジュール
WEB広告	保険料率改定等に関するLPを作成し、WEBバナー広告からLPに誘導	令和7年2月～3月
リーフレット (料額表)	年金機構より送付される保険料納入告知書に同封し、事業所へ送付	令和7年2月
はがき	任意継続被保険者向けに保険料率改定案内	令和7年2月～3月

【支部実施事項】

広報媒体	主な実施内容	スケジュール
新聞広告	地方第一紙への掲載	令和7年3月
関係団体の会報誌等※	関係団体の会報誌等	令和7年2月～3月
リーフレット (料額表)・ポスター	支部窓口(サテライト含む)に設置、年金事務所・関係団体等へ配布	令和7年2月～3月
既存の広報媒体	メールマガジン、LINE、健康保険委員向け広報誌等を活用した広報	令和7年2月～3月